

議案第 123 号 大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について

議案第 123 号大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

1 大津市ふれあいセンターの概要についてですが、ふれあいセンターは大津市ふれあいセンター条例に基づき、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し、場所を提供する事業、つまり、貸室事業を行っております。

ふれあいセンターは、元々は市内に 5 箇所設置しておりましたが、順次廃止を進めており、令和 6 年度末までに中、伊香立、南、比叡のふれあいセンターを廃止し、今般、膳所ふれあいセンターを令和 7 年度末に廃止する予定です。

3 ページをお願いいたします。

2 膳所ふれあいセンターの概要についてですが、平成 3 年度に建築した鉄筋コンクリート造 2 階建ての建物で、会議室、和室、調理実習室の貸室機能を有しており、現在、2 名の職員で管理運営を行

っております。

4 ページをお願いいたします。

3 ふれあいセンターの廃止についてですが、ふれあいセンターについては、令和元年10月の大津市議会の行政評価による提言を踏まえ、令和3年度の庁内協議において、5館とも廃止する方針を決定しております。

また、膳所ふれあいセンターを廃止することについて地元自治連合会及び関係団体に説明し、理解を得ております。

そのため、令和8年3月31日をもって膳所ふれあいセンターを廃止し、貸室機能を無くすものです。廃止後の膳所ふれあいセンターの建物は、隣接する膳所児童館が老朽化していることから、児童館機能を移転することを基本とし、その詳細については関係部局において検討しているところです。

つきましては、令和8年4月1日付で大津市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定をお願いするものであります。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。